

ETC 多目的利用システムの利用に関する要綱

(目的)

第一条 この要綱は、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)(以下「法」という。)

第二条第5項に規定する料金徴収及び当該料金徴収以外の目的利用において、ETC 多目的利用システムを使用する場合における事務の取扱いについて定める。

(定義)

第二条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- 一 ETC 多目的利用システム 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成十一年八月二日建設省令第三十八号)(以下「省令」という。)第四条第1項二号に規定する識別処理情報を用いてサービスの提供又はサービスの対価となる利用料金の徴収を自動化するための機器及びこれを作動させるシステムの集合体をいう。
- 二 会社 法第二条第4項に規定する会社をいう。
- 三 運用管理事業者 識別処理情報が付与された機器(以下、「識別処理装置」という。)を管理する者をいう。
- 四 サービス提供事業者 ETC 多目的利用システムを使用してサービスの提供又はサービスの対価となる利用料金の徴収を行う者をいう。

(情報の安全確保の措置)

第三条 会社は、省令第四条に規定する情報の安全確保に必要な措置をとらなければならない。

(運用管理事業者が講じるべき措置)

第四条 運用管理事業者は、識別処理装置に記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の情報の適切な管理を行うものとする。

- 2 会社は、運用管理事業者に、前条に掲げる目的のために必要な措置を講じることを契約等で義務付けるものとする。但し、会社が運用管理事業者を担う場合においては、この限りではない。

(サービス提供事業者が講じるべき措置)

第五条 サービス提供事業者は、ETC 多目的利用システムの利用規程その他必要な事項を周知する措置を講じるものとし、会社は、そのために必要な事項を運用管理事業者又はサービス提供事業者に契約等で義務付けるものとする。

(有事の際の波及抑制及び復旧策)

第六条 会社は、安全確保のために必要な装置等が機能しなくなった場合を想定し、予め波及抑制及び復旧策を準備するものとする。